

倫理規則

本財団は、その設立の趣意に基づき、労働者福祉の公益目的実現のため、一環とした事業を続けてきた。特に新しい公益法人制度の発足に伴い、民間公益活動という市民活力の有力な担い手として公益法人の役割は、国内は固より国際的にも益々重要性を増してきており、本財団もこの時代の要請に積極的に応えていかねばならない。

このような認識のもと、本財団は、厳正な倫理に則り、公正かつ適切な事業活動を行うための自主ルールとして、以下の倫理規程を制定し、その普及・定着を図ることとした。

本財団のすべての役職員は、その社会的使命と役割を自覚し、この規程の理念が具体的行動と意思決定に活かされるよう不断の努力と自己規律に努めなければならない。

(組織の使命及び社会的責任)

第1条 当財団は、人権、多様性、異なる価値観を尊重し、当協会と関係を持つ全ての人々に対し、いかなる場合においても敬意をもって接するものとする。当協会に所属するすべての評議員、理事、監事、及び正職員・契約職員・パートタイム職員・ボランティアスタッフを含むすべての職員(以下、役職員という。)は以下のことに留意して行動しなければならない。

(ア) 国籍、人種、民族、性別、年齢、宗教、信条、社会的身分、性的指向、性同一性、障がいの有無等を理由とする、一切の差別やハラスメント(いやがらせ)を行わないものとする。

(イ) 当協会は、平等な雇用機会を提供するとともに、当協会の役員及び職員等に対し、最大限の能力を発揮できる健全な職場環境、並びに個々の状況に即した働きやすい環境を構築するものとする。

(ウ) 経費の適切な使用、並びに業務効率を高め、経費の節約をし、効果的な使用に努める。

(社会的信用の維持)

第2条 本財団は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

(法令等の遵守)

第3条 本財団は、関連法令及び本財団の定款、倫理規則その他の内規を厳格に順守し、

社会的規範にもとることなく、適正に事業を運営しなければならない。

2 本財団は、暴力団、反社会的勢力との取引は一切行ってはならない。

3 本財団の役職員は、不正若しくは不適切な行為又はそのおそれがある行為を認めた場合には、躊躇することなくコンプライアンス規程 に則り対応しなければならない。

(私的利益の禁止)

第4条 本財団の職員は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

(利益相反の防止及び開示)

第5条 本財団の役職員は、その職務の執行に際し、本財団との利益相反が生ずる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示その他本財団が定める所定の手続きに従わなければならない。

(特別の利益を与える行為の禁止)

第6条 役職員は、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄付その他の特別の利益を与える行為を行ってはならない。

(情報開示及び説明責任)

第7条 本財団は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、基金拠出者、寄付者をはじめとして社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報の保護)

第8条 本財団は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(研 鑽)

第9条 本財団の役職員は、公益事業活動の能力向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

(規定順守の監視)

第10条 本財団は、必要あるときは、理事会の決議に基づき委員会を設置し、この規則の遵守状況を監視する。

(改 廃)

第 11 条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。

2020 年 11 月 24 日 名称及び第 3 条、第 9 条、第 10 条一部改正。

2024 年 3 月 15 日第 3 条、第 6 条一部改正